

◎新潟県告示第1194号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項（又は第115条の5第2項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）から次のとおり事業の廃止の届出があった。

令和5年11月17日

新潟県知事 花 角 英 世

事業所の名称	所在地	事業者	サービスの種類	届出の受理年月日	廃止年月日
長岡鶴の里訪問介護事業所	新潟県長岡市水道町2-6-16	鶴谷プロデュース株式会社	訪問介護	令和5年10月2日	令和5年10月31日